

IV 施設・設備等

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積
(青山キャンパス)

(表5)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積(m ²)	設置基準上必要校地面積(m ²)*注1	校舎面積(m ²)*注2	設置基準上必要校舎面積(m ²)*注1	講義室・演習室・学生自習室総数*注3	講義室・演習室・学生自習室総面積(m ²)*注2
68,840.4m ²	—	114,123.4m ²	—	358	29,728.8m ²

(相模原キャンパス)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積(m ²)	設置基準上必要校地面積(m ²)*注1	校舎面積(m ²)*注2	設置基準上必要校舎面積(m ²)*注1	講義室・演習室・学生自習室総数*注3	講義室・演習室・学生自習室総面積(m ²)*注2
167,478.0m ²	—	129,490.3m ²	—	573	45,404.9m ²

(2キャンパス)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積(m ²)	設置基準上必要校地面積(m ²)*注1	校舎面積(m ²)*注2	設置基準上必要校舎面積(m ²)*注1	講義室・演習室・学生自習室総数*注3	講義室・演習室・学生自習室総面積(m ²)*注2
236,318.4m ²	148,240m ²	243,613.7m ²	82,102.2m ²	931	75,133.7m ²

- [注] 1 「設置基準上必要校地面積(m²)」「設置基準上必要校舎面積(m²)」は、大学設置基準第37条、第37条の2(別表第3イ～ハ)を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2013(平成25)年5月1日現在を基準日としてください。
また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日文部科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。
- 2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館(書庫、閲覧室、事務室)、管理関係施設(学長室、応接室、事務室(含記録庫)、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫)、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。
- 3 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室総数」に含めても結構です。
- 4 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。

[本学としての注記] 2013年5月1日現在

- 1 設置基準上必要校地面積及び設置基準上必要校舎面積は、文部科学省への届出に準じて、キャンパスごとに分けてではなく、大学全体として数値を記載するとし、2キャンパス合計欄を設けて記載した。
- 2 青山キャンパスの校地面積には、短大との共用分(33,046m²)及びアスタジオ534.8m²を含んでいる。
- 3 相模原キャンパスの校地面積の中には、キャンパス内グラウンド44,747m²(内10,270.3m²は借地)を含んでいる。
- 4 相模原キャンパスの校地面積の中には、スクーンメーカー寮3,693m²及び運動部寄宿舎1,581m²を含まない。
- 5 2キャンパス合計の校地面積には、緑ヶ丘グラウンド46,088m²、町田グラウンド43,530m²を含まない。